

# 緊急事態宣言の発出に伴う 新型コロナウイルス 感染予防対策の徹底について

日頃より当センターをご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

令和3年8月17日、国の本県への緊急事態宣言の発出により、静岡県では緊急事態措置に係る対応方針を示しました。

これを受け、当センターではお客様、職員への感染防止対策をこれまで以上に徹底するため、下記の対策を実施いたします。

## 交替勤務の実施

- ・ 人との接触を低減する取組として、職員の交代勤務（週4日勤務）の実施（期間：令和3年8月20日（金）から当面の間）
- ・ 建築確認申請や住宅性能評価等の審査において、通常時よりお時間をいただく場合がございますが、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

## 窓口対面業務（引き続いての対策）

1. 窓口対面業務時間（事前相談、各種申請の引受け審査、訂正再審査等）  
9：30～12：00 13：00～16：00  
確認済証等の受取業務・お急ぎの物件に関する対応につきましては  
9：00～12：00 13：00～17：00（これまでどおり変更はありません）
2. 郵送等による申請  
窓口での対面接触を極力控えるため、各種申請につきまして、可能な限り郵送等による申請をお願いいたします。
3. 時差出勤等の実施  
交替勤務、時差出勤の実施により担当者が不在の場合がございます。

お客様には、大変ご不便をおかけすることとなりますが、緊急的措置であることを踏まえ、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

